

# 閻東本『陽明先生文錄』の價值

永 富 青 地

## 序 言

王守仁(陽明)の文集・語録の諸本の異同については、幕末の佐藤一齋以來、多くの研究が積み重ねられてきた。しかしながら、その多くは『傳習錄』を中心とする語録に關するものであった。それにはさまざまな理由があるのだから、幕末の段階で佐藤一齋が『傳習錄欄外書』によつて文獻學的研究の道筋を示した事によるところが大きいと考えられる。もちろん、一齋とて萬能ではない。筆者自身、『陽明先生遺言錄』の譯註の際に『傳習錄欄外書』と『傳習錄』の諸本の比較によつて確認したことだが、彼にも大小の見落としがある。しかし、彼が示した道筋に従い、王守仁の語録類の文獻學的研究は比較的順調に進んでいると言ふことができると思われ

閻東本『陽明先生文錄』の價值(永富)

る。その一方で、王守仁自身の手になる書簡・詩文を收め、彼の思想を探る上で不可缺の文録類の版本研究は、『傳習錄』に比して著しく遅れている。のちほど詳しく述べるが、『王文成公全書』刊行以前に出版され、現存している主要な三つの版本相互の關係すら、充分に解明されていないのが現状なのである。これほど文録類の研究が遅れた原因としては、隆慶六年(一五七二)に刊行された『王文成公全書』が、文録・別錄・外集・續編といった整然たる構成を持ち、書簡の編年もなされているため、王守仁の思想研究には『全書』を見れば充分であり、それ以前の文録類の研究は好事家的な意味しか持たない、というのが研究者一般の偽らざる氣持ちだったためではないだろうか。筆者自身、『全書』の研究上の價值を認めるのにやぶさかではないが、今回多少とも文録類の研究

に着手して、『全書』がそれ以前の文録類の成果を完全に吸収しているとは言ひ切れない面があると考へ、自分なりに、『全書』刊行以前の文録類についてまとめてみる事にしてみた。その際、考察の軸に置くのは表題にも挙げた、閩東によって編纂された『陽明先生文録』だが、その他の文録類との比較を行なうことによって同書の特徴を明らかにしていくことにしたい。

一

文録類の研究については、前述の如く数は少ないが、先學による貴重な論攷が幾つか存在する。そのうち特に重要なものを年代順に挙げると、鈴木隆一氏の「王文成公全書の合刻について」が一九六一年に、山下龍二氏の「王文成公全書（傳習錄）の成立」が七一年、吉田公平氏の「録諸山の「傳習錄」編纂について」（以下、吉田論文一と略）が翌七二年、同氏の「錢諸山の『王文成公全書』所收「文録續編」の編纂について」（以下、吉田論文二と略）が八四年、そして吳震氏の「王陽明逸文論考——就京都大學所藏王陽明著作而談」が九一年にそれぞれ發表されている。<sup>(2)</sup> 以下の内容についても、これらの諸氏の研究に負うところは大きい。

王守仁の文録としては、鈴木氏や山下氏が述べられているように、早く嘉靖六年（一五二七）に鄒守益によるものが刊行されたようだが、現存しない。續いて出版されたのが嘉靖十二年（一五三三）黄綰序刊の『陽明先生文録』（以下、黄綰本と略）である。本書については、従来京都大學文學部所藏の五卷本が知られており、鈴木氏や吳震氏がそれに基づく研究を發表されている。しかしながら、これは恐らく、完全な形で残されたものではない。鈴木氏が指摘されているように、葉德輝が『郎園讀書記』<sup>(4)</sup>の卷之九において、本書に言及している。そこには、「陽明先生文録十四卷 嘉靖癸巳門人黃綰序刻本」とあり、さらに「前五卷は皆な人に與ふるの書にして別に雜箸無く、後九卷は詩文記序書牘碑誌雜箸、分類編次して奏疏公牘の文字無し」<sup>(5)</sup>とあるので、本来十四卷本だったことに疑問の餘地はない（なお、『讀書記』本文の「箸」は原文のまま）。管見の限り、國內に完全な十四卷本は現存しないようだが、その原形を窺うことのできるものとしては、東京大學東洋文化研究所所藏の『陽明先生文録』十七卷本がある。<sup>(6)</sup> 本書は「東京大學東洋文化研究所漢籍分類目錄」<sup>(7)</sup>に「嘉靖二十六年張良才重校刊本」とあるものだが、京大本同様、嘉靖十二年（一五三三）黄綰の序を持ち、卷之五までの内容が京大本と全く

同じであり、末尾の諸本構成対照表の黄絹本の部分に八、  
で示したように、卷之十四までの構成も葉德輝の記述にはほ  
合致している。卷之十五、十七の奏疏の三卷のみ葉德輝の記  
述に合致しないが、これについては張良才の跋文に「爰に重  
ねて校算を加へて其の奏疏二十三篇を補ひ、彙めて文録と爲  
す」とあることから、卷之十四までの部分については黄絹本  
の再刊本であることとみなして問題がないと考えられる。しかし  
ながら、この点についてはなお議論の餘地が存すると思われ  
るので、今回は嘉靖十二年刊本であることが確かな卷之五ま  
でについてのみ、他の諸本との比較を行なうことにする。

上記黄絹本の次に刊行されたのが、嘉靖乙未（十四年）黄絹  
序と嘉靖丙申（十五年）鄒守益序を持つ『陽明先生文録』（文  
録五卷、外集九卷、別録十卷）である。本書については普通、  
年譜附録<sup>(1)</sup>の嘉靖十四年の條に「十四年乙未、先生の文録を姑  
蘇に刻す」とあることから姑蘇本と呼ばれているので、ここ  
ではその通稱に従うことにする。但し、現存する全ての姑蘇  
本に嘉靖丙申（十五年）の鄒守益序がある以上、年譜附録及び  
錢德洪の「刻文録敘説」<sup>(13)</sup>の記年により本書を嘉靖乙未（十四  
年）刊行とする通説が誤りであり、嘉靖十五年刊行とすべき  
ことについては、既に吳震氏が前掲論文において述べられて

閩東本『陽明先生文録』の價值（永富）

いる。

姑蘇本に續いて刊行されたのが嘉靖庚戌（二十九年）秋九月  
の閩東の「重刻陽明先生文集序」を冠する『陽明先生文録』  
である。本書は國內では早稻田大學圖書館の他に京都大學文  
學部にも所藏されており、早大本と同内容である。前述の吉  
田氏論文二では臺灣國立中央圖書館藏本を利用されており、  
それには卷末に『傳習錄』・『傳習續錄』・『陽明先生遺言錄』・  
『稽山承語』といった語録類が附刻されている。以下、本書  
については佐藤一齋以來の呼び方に従って閩東本と呼ぶこと  
にする（佐藤一齋は附刻された語録類をも利用していることから、  
彼の見た閩東本は中央研究院所藏本と同内容であることが判る）。

閩東は「重刻陽明先生文集序」冒頭での肩書きは「巡按陝  
西監察御史內江後學閩東」となっており、『汝南志』<sup>(15)</sup>卷之九  
では「閩東は、內江の人、進士。嘉靖二十三年知新蔡たり。  
……內召を以て去る。僉都御史を歴官す」とし、新蔡縣（河  
南省）の知縣だった時に田賦の不正を是正したと賞賛して  
いる。更に、かなり新しい資料ではあるが『內江縣志』<sup>(17)</sup>卷之  
四では「字啓明、嘉靖甲辰の進士。……提學御史に陞る」と  
記し、『明清進士題名碑錄索引』<sup>(19)</sup>においても四川省內江の人、  
嘉靖二十三年甲辰科（一五四四）の第三甲、第三十二名として

(20) 王守仁が進士に合格したのは弘治十二年(一四九九)なので、守仁より四五歳若く、恐らく私淑の弟子かと思われる。

二

以上述べてきた黄縮本、姑蘇本、閩東本は隆慶六年(一五七二)に『王文成公全書』が出現する前に刊行された特に重要な王守仁の文集と言うことができると思われるが、それは、この三者はどのような関係にあるのであろうか。この點について従来あまりまとまった考察はないようだが、黄縮本について最も詳細な研究をされた吳震氏は、黄縮本と『王文成公全書』とを比較して、前者にあって後者に無い十三の書簡を「逸文」とされているので、黄縮本を他の諸本と關係を持たない、孤立した存在ととらえられているかと思われる。

一方、吉田氏は前記論文一・二に於いて、閩東本の内容は、姑蘇本に語録類を附刻したものであるとされているので、附刻された語録類以外は姑蘇本と同じということになる。

この兩氏の見解は、いずれも閩東本に對する誤解から發していると考えられる。つまり、閩東本の本文は文録・外集・

別録の三つから成っているが(但し正確には外集は諸本構成對照表で判るように「陽明先生文録總目」に含まれているので、文録の一部である)、このような區分自體は姑蘇本や全書本とほとんど同じなので、吉田氏のように本文は姑蘇本のままと考えられがちであり、吳震氏のように全書本との比較を行えば、その中に含まれる(と考えられる)閩東本との比較は必要ということになるわけである。

しかし、實際はどうだろうか。吳震氏が黄縮本と『王文成公全書』との比較によって指摘された十三の「逸文」は閩東本に全て含まれており、その上、「與張羅峰閣老」は黄縮本では干支の記載が無かったのに對し、閩東本ではそれが明記されているのである。

また一方で、黄縮本と共通する文が多く含まれているというこの事實は、吉田氏の、閩東本は姑蘇本に語録を附刻したものとする考えに問題があることを示すものである。また、末尾の諸本構成對照表を見れば判るように、閩東本は公移の部分で姑蘇本の倍にもなっているのである。

それでは、閩東本はどのようにして成立した版本なのだろうか。上記の黄縮本の「逸文」が全て閩東本に含まれていることが偶然とは考えにくいので、閩東は先行する二つの版

本である姑蘇本と黄箱本を比較対照して、姑蘇本に漏れているものを意識して収めたと思われる。但し、閩東本の基本的な構成が姑蘇本によっていることも明らかである。諸本構成対照表からも明らかなように、この兩本の構成は、公移の部分を除けば殆ど同じなのである。特に注目されるのは、兩本とも、文録・外集・別録の順に並んでいることで、これは全書本が文録・別録・外集の順であるのと大きな違いである。

以上からも判るように、姑蘇本における錢德洪の王守仁の書簡類に對する取捨選擇に恐らく閩東は不満を持っていたと考えられる。それが顯著に現われているのが、公移の部分である。諸本構成対照表を見ていただければ判るように、公移の部分では、姑蘇本（全書本も同じ）の一卷分と同じ期間の公移が閩東本では一卷に収まり切らずに、二巻、時には三巻分にもなっているのである。もちろん、周知の如く錢德洪はやがて削除されたこれらの公移の一部を續編に収録したのであるが、全ての公移をほぼ時間順に排列した閩東本の方が、はるかに判り易くなっている。しかも姑蘇本の別録の公移には、ほとんどの場合日付が記されていないか、不完全にしか記されていないのを閩東本によって補うことができるのである。以下に、全書本の別録と續編に収録されている公移の日付の

閩東本『陽明先生文録』の價值（永富）

うち、閩東本によって補うことができるものを擧げておく（「」内が閩東本によって補った日付である。また、全書本と閩東本で日付が異なるものについては、併記した）。

全書本卷之十六 別録八

巡撫南贛欽奉勅諭通行各屬 正德十二年正月〔二十日〕

選揀民兵〔正月二十六日〕

十家牌法告諭各府父老子弟〔二月初一日〕

案行各分巡道督編十家牌〔三月初五日〕

告諭各府父老子弟〔三月〕

剿捕漳寇方畧牌〔正德十二年〕正月〔二十二日〕

案行廣東福建領兵官進剿事宜〔二月二十二日〕

案行漳南道守巡官戴罪督兵剿賊〔二月二十二日〕

案行領兵官搜剿餘賊〔三月十六日〕

獎勵福建官巡漳南道廣東守巡嶺東道領兵官〔三月二十九日〕

告諭新民〔四月初二日〕

兵符節制〔正德十二年〕五月〔初五日〕

預整操練〔五月十三日〕

選募將領牌〔六月初二日〕

批留嶺北道楊璋給由呈〔六月初九日〕

- 批廣東韶州府留兵防守申〔八月二十八日〕  
征剿橫水桶岡分委統哨牌〔十月初十日〕  
案行分守嶺北道官兵戴罪剿賊〔十月二十一日〕  
搜剿餘黨牌〔十月二十三日〕  
獎勵湖廣統兵參將史春牌〔十一月初四日〕  
牌行招撫官 正德十三年二月〔初八日〕  
批留兵搜捕呈〔七月十九日〕  
批將士爭功呈〔十月十一日〕  
進剿涖賊方畧〔八月二十二日〕  
剋期進剿牌 正德十三年正月〔初二日〕  
批汀州知府唐淳乞休申〔三月十五日〕  
告諭〔五月初一日〕  
仰南安贛州府印行告諭牌〔五月二十一日〕  
禁約權商官吏〔五月十一日〕  
批贛州府賑濟石城縣申〔五月十二日〕  
議處河源餘賊〔五月十四日〕  
告諭父老子弟 正德十四年二月〔初一日〕  
行龍川縣撫諭新民〔三月十八日〕  
優獎致仕縣丞龍韜牌〔八月初九日〕
- 寬恤禁約〔六月二十七日〕  
調取吉水縣八九等都民兵牌〔七月初一日〕  
預備水戰牌〔七月初四日〕  
牌行江西二司安葬寧府宮眷〔七月二十二日〕  
咨兩廣總督都御史楊停止調集狼兵〔七月二十三日〕  
犒賞福建官軍〔八月十四日〕  
釋放投首牌〔九月初一日〕  
案行江西按察司停止獻俘呈〔九月二十六日〕  
咨兵部查驗文移〔十月初二日〕  
欽奉詔書寬宥脅從〔十二月十六日〕  
褒崇陸氏子孫 正德十五年正月〔初四日〕  
告諭安義等縣漁戶〔三月〕  
批按察使伍文定患病呈〔正德十五年四月二十八日〕  
批臨江府耆民建立生祠呈〔正德十五年五月初十日〕  
批吉安府救荒申〔五月〕  
批撫州府同知汪嵩乞休呈〔七月十九日〕  
批提學僉事邵銳乞休呈〔七月二十二日〕  
禮取副提學舒芬牌〔八月二十三日〕  
南贛協約〔閏八月〕  
旌獎節婦牌〔九月初九日〕

興學社學牌〔九月十三日〕

頒定里甲雜辦〔九月十五日〕

批江西布政司設縣呈〔十月初二日〕

議處官吏稟俸〔十月初十日〕

咨六部伸理冀元亨〔十月十五日〕

獎勵主簿于旺〔十月二十六日〕

申諭十家牌法〔十月二十六日〕

申諭十家牌法增立保長〔十一月初八日〕

頒行社學教條〔十一月〕

清理永新田糧〔十一月十九日〕

批寧都縣祠祀知縣王天與申〔十一月十九日〕

曉諭安仁餘干頑民牌 正德十五年二月〔十二月初八日〕

批江西都司掌管印信〔十二月二十一日〕

牌行崇義縣查行十家牌法〔正月初十日〕

牌諭都指揮馮勳等振旅還師〔二月二十三日〕

批瑞州知府告病申〔正德十六年五月初二日〕

賑恤水災牌〔五月初五日〕

仰湖廣布按二司優恤冀元亨家屬〔五月二十日〕

批江西按察司故官水手呈〔六月初七日〕

仰南康府勸留教授蔡宗克〔六月〕

閩東本『陽明先生文錄』の價值（永富）

批江西布政司禮送致仕官呈〔六月二十五日〕

全書本卷之十八 別錄十

湖兵進止事宜 十月〔十八日〕

牌諭安遠縣舊從征義官葉芳等 十一月〔初二日〕

批南康縣生員張雲霖復學詞〔十一月初七日〕

劄付永順宣慰司官舍彭宗舜冠帶聽調〔十二月二十九日〕

批廣西布按二司請建講堂呈〔正月十三日〕

批立社學師耆老名呈 嘉靖七年正月〔十四日〕

批嶺西道立營防守呈 二月〔初五日〕

稿送湖兵〔俱三月初十日〕

批嶺西道撫處盜賊呈〔三月十九日〕

分派思田土目辦納兵糧 四月〔初一日〕

牌行靈山縣延師設教 六月〔二十日〕

牌行委官陳逅設教靈山〔六月二十日〕

牌行委官季本設教南寧 六月〔二十一日〕

批嶺東道額編民壯呈 六月〔二十六日〕

裁革文移〔六月二十八日〕

批右江道調和寨目呈〔七月初二日〕

批南寧府表揚先哲申〔七月十二日〕

批增城縣改立忠孝祠申〔七月十五日〕

經理書院時宜 八月〔十一日〕

征勦八寨斷藤峽牌 七年三月〔十三日〕

戒諭土目 五月〔一日〕

牌行委官林應聰督諭土目 五月〔初九日〕

牌委指揮趙璇留勦餘賊 六月〔二十五日〕

犒勞從征土目 八月〔初一日〕

綏柔流賊 五月〔初三日〕

告諭村寨〔五月初五日〕

全書本卷之三十一 續編五

調用三省夾攻官兵 七月十五日〔八月十五日〕

批攻取河源賊巢呈 三月二十三日〔五月十三日〕

再批攻勦河源賊巢呈 八月二十一日〔八月十一日〕

議處添設縣所城堡巡司咨 五月三十日〔五月二十日〕

督責哨官牌 六月初七日〔六月初八日〕

行右江道招回新民牌 五月初六日〔五月初一日〕

批左江道紀驗首級呈 五月二十八日〔五月二十六日〕

全書本卷之三十一上 續編六

咨南京兵部議處獻俘舟隻 九月初二日〔九月初三日〕

委按察使伍文定紀驗殘孽 九月二十日〔正德十四年九月十

二日〕

行袁州等府查處軍中備用錢糧牌 十月初六日〔七月初六日〕

行江西布按二司清查軍前取用錢糧〔十二月二十日〕

行江西布政司清查沒官房產 十一月二十日〔十月〕

批湖廣兵備道設縣呈 十六年〔正德十五年四月二十一日〕

行江西按察司清查軍前解回糧賞等物 六月十九日〔六月十

六日〕

以上からも明らかのように、閩東本の最大の特色はその膨大な公移の部分にある。それでは、他の諸本では見ることのできない、閩東本のみにもみられる、公移の佚文にはどのようなものがあるのだろうか。以下にその一覽表を擧げておく（「」内は題下に記された日付）。

閩東本公移佚文

別錄卷之八 公移一

巡撫南贛征剿橫水桶岡等巢賊始末共四十四條

其八勞賞知府季數指揮馮翔〔七月初四日〕

其九批廣東嶺南道調用徭人呈〔七月二十七日〕

其十批廣東嶺南道地理兵糧呈〔七月二十八日〕

其十五安委江西分巡嶺北道紀錄功次〔九月十九日〕

其二十一牌行統兵官協謀搜剿〔年月日の記載無し〕



其二十三案行江西嶺北道剋期會剿〔年月日の記載無し〕

其二十八案行湖廣榔桂兵備摘兵搜扒〔年月日の記載無し〕

其二十九犒賞湖廣官兵〔十一月十五日〕

其三十牌行監軍巡守官分屯把截〔十一月十五日〕

其三十一犒恤統兵士舍〔十一月二十一日〕

其三十二牌行統兵知府伍文定把截奔賊撫處降民〔十一月二十五日〕

其三十三牌行江西袁州府提問失期官員〔十二月初九日〕

其三十四犒賞統兵致仕宣慰彭世麒〔十二月十六日〕

其三十五批廣東嶺南道調摘兵壯呈〔閏十二月二十二日〕

其三十六案行嶺北道慶賀湖廣鎮巡司等官〔閏十二月二十九日〕

其三十八批嶺北道新設縣治事宜呈〔年月日の記載無し〕

其四十牌行南安府撫緝新民〔二月初八日〕

其四十一獎勞廣東兵備等官〔七月初六日〕

其四十四欽奉陸應勅諭通行各屬〔七月初一日〕

別錄卷之九 公移二  
征剿瀾頭巢賊始末

其四牌行信豐縣主簿等把截鼠道〔正月初八日〕

其五牌行督哨官〔正月初十日〕

其六牌行督理糧餉官〔正月十一日〕

其七牌委參謀生員黃表〔正月十三日〕

其八牌行指揮金英等把截鼠道〔正月十三日〕

其九牌行河源始興翁源長樂四縣官分探遁賊〔正月二十日〕

其十獎勞知府陳祥邢珣等〔二月二十八日〕

其十一牌仰留屯官兵〔二月二十八日〕

其十二牌行龍南縣陞獎百長王受等〔二月二十九日〕

其十三牌督惠州府建立縣治巡司及留屯官兵〔三月十五日〕

其十四牌委贛州府推官危壽〔三月初五日〕

其二十五案行廣東布按二司添設縣治〔十月十九日〕

其二十九案行福州等六府行十家牌法〔二月十六日〕

其三十一牌委參隨何圖撫諭新民〔四月初二日〕

其三十二案行嶺北道禁革商鹽〔四月十三日〕

欽奉勅諭查處福州叛軍共二條

其一牌行福州等八府〔六月初八日〕  
別錄卷之十 公移三

平寧藩叛亂上共八十八條

其二牌行南昌吉安袁州臨江撫州建昌饒州廣信南安九江  
南康瑞州十二府集兵策應〔年月日の記載無し〕

其四牌委福建都布按三司照處本地叛軍〔六月二十五  
日〕

其六牌行贛州府調發官兵〔六月二十一日〕

其八案行廣東布政司共勤國難〔年月日の記載無し〕

其十案行福建漳南道豫備赴調兵船〔年月日の記載無  
し〕

其十一咨巡撫湖廣都御史秦吳共勤國難〔年月日の記載  
無し〕

其十二咨都御史李共勤國難〔年月日の記載無し〕

其十五牌行南安府調發官兵〔六月二十四日〕

其十六牌諭臨江府知府戴德孺等合勢進剿〔六月二十五  
日〕

其十七示諭吉安府城内外居民〔六月二十六日〕

其十九牌行吉安府揀練官兵〔六月二十六日〕

其二十一牌行吉安安福守禦千戶所調兵策應〔六月二

十七日〕

其二十五牌行豐城縣知縣顧必遵照方略〔六月二十九

日〕

其二十七牌行廣東龍川等縣調取民兵〔七月初二日〕

其二十八牌行贛州南安府寧都等縣選募民兵〔七月初三

日〕

其三十一牌差百戶楊銳督發建昌官兵〔七月初六日〕

其三十二牌行統兵知府徐璉面受進剿方略〔七月初六

日〕

其三十三牌行通判陳旦往進賢等縣督發民兵〔七月初六

日〕

其三十八牌行贛州府權處軍糧〔七月初十日〕

其三十九牌行吉安永新千戶所解送軍器〔七月十一日〕

其四十牌行南贛吉臨四府及萬安泰和吉水新淦豐城五縣  
豫備犒勞行軍〔七月十一日〕

其四十一牌行指揮麻璽策應豐城〔七月十一日〕

其四十二牌行通判談儲統領吉水官兵〔七月十一日〕

其四十三牌行餘干縣知縣馬津豫備戰船〔七月十二日〕

其四十四牌行臨江府戴德孺解送軍器戰船〔七月十二

日〕

其四十五牌行饒州府解送軍旗戰船〔七月十三日〕

其四十七牌差千戶劉祥督發福建官兵〔七月十五日〕

其五十一牌行主簿餘旺督運兵糧〔七月十九日〕

其五十三牌行劉守緒把守武寧渡〔七月二十一日〕

其五十九牌行撫州府知府陳槐掣兵設伏〔七月二十五日〕

日〕

其六十牌行建昌府知府曾瓊會兵夾剿〔七月二十五日〕

其六十一牌行進賢縣知縣劉源清會兵夾剿〔七月二十六日〕

日〕

其六十二牌行安義靖安二縣知縣焚燒墳廠〔年月日の記載無し〕

其六十三咨總督兩廣右都御史楊停止原調官兵〔七月二十六日〕

十六日〕

其六十四案行福建按察司停止原調兵快〔年月日の記載無し〕

無し〕

其六十五牌行知縣劉源清楊材追剿逆黨〔七月二十七日〕

日〕

其六十六案行河間等府通州等州停止見調軍兵〔八月十三日〕

三日〕

其六十八牌行統兵各哨官查報功次〔八月十五日〕

閩東本『陽明先生文錄』の價值（永富）

其七十牌行南昌府追征寧府私債〔八月二十九日〕

其七十三牌行南昌府委官護送許副使喪柩〔九月〕

其七十四牌行上元縣護送馬主事喪柩〔九月〕

其七十七案行江西布按二司官戴罪護印〔九月初三日〕

其七十八案行江西都司官戴罪護印〔九月初三日〕

其七十九案行知府鄭瓛戴罪護印〔九月初三日〕

其八十一牌行撫州等府縣選取督解官員〔九月初三日〕

其八十四案行各府州縣衛掌印官從宜發落罪犯〔九月初四日〕

其八十五用手本御馬監太監張〔九月初六日〕

別錄卷之十一 公移四

平寧藩叛亂下共三十七條

其三牌委隨行獻俘各官〔九月二十五日〕

其六呈奉欽差總督軍務鈞帖〔九月二十七日〕

其七准咨安邊伯朱留查功次手本〔九月二十七日〕

其十案行江西按察司交割逆犯知會兵部及欽差等官〔年月日の記載無し〕

月日の記載無し〕

其十一咨報兵部交割逆犯〔年月日の記載無し〕

其十二牌行副使陳槐督解逆犯〔十月十一日〕

其十五案仰江西布按二司豫備官軍糧草〔年月日の記載無し〕

無し)

其十七咨整理兵馬兵部侍郎王接濟官軍糧草〔年月日の記載無し〕

其十八牌行江西按察司查收隨軍糧賞〔十月十五日〕

其十九牌差千戶楊基追回起運官兵糧米〔十月十七日〕

其二十案行江西布政司查報各衛充運遇變錢糧〔十月二十七日〕

其三十四案仰南昌湖東湖西九江各道頒行十家牌式〔四月十五日〕

其三十八牌行通判林寬選委義勇〔年月日の記載無し〕

別錄卷之十二 公移五

提督軍務兼理巡撫批行事宜共五十條

其三案行湖西道處置豐城水患〔六月初九日〕

其十牌行嶺北道集兵操練〔閏八月二十七日〕

其三十三案行南昌道選揀兵士〔正月三十日〕

其四十牌行江西臨江府賑恤水災〔正月初七日〕

其四十二案行嶺北道停革龜角尾抽分〔五月二十日〕

留處江西時宜

其四十六奉勅赴京案照〔六月十六日〕

其四十七案照江西都布按三司并南昌府〔六月十八日〕

其四十八牌行南昌府防守錢糧文卷〔六月十九日〕

別錄卷之十三 公移六

總督兩廣平定思田始末共八十七條

其二牌行江西都司操閱軍馬〔年月日の記載無し〕

其三牌行江西布政司備辦糧賞〔年月日の記載無し〕

其四牌行江西按察司監視行罰〔十月十二日〕

其七批吉安勤王有功張燭等詞〔十一月初五日〕

其十一案仰廣東嶺東嶺南嶺西海南海北及廣西桂林蒼梧左江右江等道行十家牌法〔十一月二十一日〕

其十三批嶺西道稅法呈〔十一月二十四日〕

其十六批海南道策謀巢賊〔十二月初二日〕

其十八批廣州府起蓋漏澤園申〔十二月初九日〕

其二十牌差千戶梅元輔省諭田州思恩〔十二月十七日〕

其二十三批湖州府豫備軍餉〔十二月二十六日〕

其二十六牌行南康府收買回軍馬匹〔嘉靖七年正月初二日〕

其二十七牌行南寧府收買回軍刀鎗〔正月初二日〕

其三十一批桂林道稱獲賊首呈〔正月二十一日〕

其三十二批放回富州廣南屯兵呈〔正月二十一日〕

其三十三牌行通判陳思敬約束歸順目民〔正月二十四日〕

目)

其三十五案行廣西布政林富安挿歸順目民〔二月二十五

日)

其三十六牌委化州知州安挿歸順目民〔年月日の記載無

し)

其三十七牌委該道沿途督發湖廣回兵〔年月日の記載無

し)

其三十八牌行南寧府犒賞湖廣回兵〔年月日の記載無

し)

其四十批嶺南道估修三水縣城池呈〔三月初八〕

其四十二批廣東兵備議處新寧賊峒呈〔三月十八日〕

其四十四批嶺西道呈〔三月十九日〕

其四十五批廣西布政司呈〔七年三月二十一日〕

其四十八牌行田州土目暫管岑氏八申〔年月日の記載無

し)

其四十九牌仰思恩府土目分管各城頭〔年月日の記載無

し)

其五十五梧州府同知舒栢查理南寧府軍餉銀兩〔年月日

の記載無し)

其五十六又仰同知舒栢查理賓州軍餉銀兩〔年月日の記

載無し)

其五十七批海南道銓東立功官員呈〔年月日の記載無

し)

其五十八批嶺西道優處貧戶呈〔四月二十一日〕

其六十牌行同知桂鑿收貯軍餉〔五月初三日〕

其六十三批平樂府計處賊情申〔五月十八日〕

其六十四牌行思明府官孫黃朝比例冠帶〔六月初七日〕

其六十五筭付永順宣慰司官舍田榮有成冠帶督兵〔六月

初十日〕

其六十六筭付保靖永順宣慰司官舍彭飛遠王相冠帶〔六

月初十日〕

其七十六告諭賓州軍民〔七月二十五日〕

其八十批賓州建立書院申〔八月十三日〕

其八十六牌行廣西副總兵李璋更調土兵時宜〔年月日の

記載無し)

別錄卷之十四 公移七

征剿八寨斷藤峽共四十五條

其二牌行水順宣慰司統兵致仕宣慰使彭明輔進剿方畧

〔年月日の記載無し)

其三牌行保靖宣慰司宣慰彭九霄進剿方畧〔年月日の記

載無し」

其五牌行湖廣督兵僉事汪濬都指揮謝珮〔年月日の記載無し〕

其七牌行左江道守巡官布發旗號〔三月二十三日〕

其九牌行南寧府支給糧餉〔四月十九日〕

其十二牌行指揮孫繼武搜捕逋賊〔年月日の記載無し〕

其十三牌仰千戶丁文盛等搜捕逋賊〔年月日の記載無し〕

其十七牌仰委官季本〔俱五月初九日〕

其二十六牌行賓州預處兵屯〔六月十五日〕

其三十三牌行署田州府事知州林寬給發軍賞〔年月日の記載無し〕

以上の公移の佚文は實に百五十條に及ぶ。これらの公移は陽明の生涯を再構成する上で、不可缺の一次資料であるだけに、その量の多さには驚かされる。

また、同じ内容の文でも、閩東本と全書本を比較することにより、全書本では削除が多いことが明瞭になる。そのうち、顯著な例としては、全書本卷之十八の「思田の土目を分派して兵糧を辦納せしむ<sup>(23)</sup>」と閩東本別錄卷之十一の「田州・龍寄等の各目をして各甲を分管せしむるを仰ぐ<sup>(24)</sup>」がある。全

書本では、田州の土民を「甲」に分割し、それぞれに年貢を割り當てることを記した後、まず凌時甲の割り當てを記している。ところがそのあと、完冠砦の陶甲の名だけを擧げて終わっているため、意味不明となっている。しかし閩東本では、陶甲以下の全ての甲について、きちんと割り當てを列擧しており、どちらが公移の原形を止めているかは一目瞭然である。

従來、錢德洪による『王文成公全書』の編集態度には殆ど疑念が抱かれたことがなかった。しかし、このような例が存在する以上、全書本の公移を資料として利用する際、閩東本との比較は不可缺であると考えられる。

一般に全書本の記年は正確なものとされてきたが、公移以外についても、必ずしもそうではないことを閩東本によってたしかめることができる。わかりやすい例としては、全書本卷之五の「寄辭尙謙」には癸未と記されているが、實はこの書簡は閩東本で見ると、本来「寄辭尙謙 二」〔乙酉〕であったものを、全書本において「寄辭尙謙」の文を削除して、「二」の文を「寄辭尙謙」として題だけ残す際に、干支を變更するのを忘れたため、前の書簡の干支が残ってしまったというわけなのである。<sup>(25)</sup>

このように、特に公移について豊富な内容を持つ閩東本は、中國に於いて再刊されることはなかった。但し、日本において、閩東本の公移の部分が利用されたことがある。それが明治十年代に東京の磯部太良兵衛によって出版された排印本『陽明先生全書』である(以下、磯部本と略)。

本書は嘉靖癸巳(十二年、一五三三)の黄綰序を持つこと、卷之三の「答歐陽崇一」と卷之四の「與張羅峰閣老」に干支の記載が無いこと、何より卷之十四までの構成が張良才本と同じである(卷之十五、十七は一致しない)ことから、卷之十四までは張良才本または黄綰本に依ることがわかる。卷之十五、三十一(奏疏・公移)は閩東本に依っており、語録は徐愛録・陸澄録・薛侃録をそれぞれ一卷としている。また、年譜は李贄編のものを利用している。但し、残念ながら、初期の排印本で不慣れのためか誤字が極めて多く、例えば年譜において「李贄曰」(李贄曰く)を「李贄曰」(李贄曰く)とするなど、大小無数の誤字が存在する。従って、利用の際には閩東本に遡って調べる必要があると思われる。<sup>(27)</sup>

以上を要するに、閩東本の価値は、公移の編年と多数の佚

閩東本『陽明先生文録』の価値(永富)

文にある。これらの佚文は、王守仁の傳記研究の材料の寶庫であり、今後大いに活用されるべきであると信じるものである。<sup>(28)</sup>

\* 本論文は一九九七年八月十二日の國際陽明學京都會議における口頭での報告に加筆・修正を加えたものである。

## 註

- (1) 『防衛大學校紀要』七十、七十四輯(一九九五、一九九七)に分載、水野實・永富青地・三澤三知夫共譯。
- (2) 鈴木隆一「王文成公全書の合刻について」(『懷德』三十二號、一九六一)、山下龍二「王文成公全書(傳習錄)の成立」(『陽明學の研究 展開篇』所收、現代情報社、一九七二)、吉田公平「錢緒山の『傳習續錄』編纂について」(『哲學年報』三十一號、一九七二)、吉田公平「錢緒山の『王文成公全書』所收「文錄續編」の編纂について」(『東北大學教養學部紀要』四十一號、一九八四)、吳震「王陽明逸文論考——就京都大學所藏王陽明著作而談」(『學人』一輯、一九九二)。
- (3) 黄綰本『陽明先生文録』(京都大學文學部藏本)五卷、嘉靖十二年刊本、一九・七×一四・〇、半葉一〇行、行二〇字。左右雙欄、白口、單魚尾。書首冠嘉靖十二年(一五三三)黄綰序。なお、以上のデータは實測値だが、吳震氏前掲論文のものと若干の相違がある。

東洋の思想と宗教 第十六號

- (4) 民國十七年從子啓勳等上海滄園排印本。
- (5) 前五卷皆與人書別無雜著、後九卷詩文記序書牘碑誌雜著、分類編次而無奏疏公牘文字。
- (6) 張良才重校刊本『陽明先生文錄』（東京大學東洋文化研究所藏本）十七卷 嘉靖二十六年刊本、一九・五×一四・一、半葉一〇行、行二〇字。左右雙欄、白口、單魚尾。書首冠嘉靖十二年（一五三三）黃綰序。全書之末有嘉靖二十六年（一五四七）張良才跋。
- (7) 汲古書院、一九九六改訂版。
- (8) 爰重加校葺而補其奏疏二十三篇、彙爲文錄。
- (9) なお、『上海圖書館善本書目』（上海圖書館編、一九五七）卷之三に「陽明先生文錄五卷外集九卷 明王守仁撰 明嘉靖刻本」とあり、あるいは黃綰本の完本かとも思われる。いざれ機會を得て確認したい。
- (10) 姑蘇本『陽明先生文錄』（東京大學東洋文化研究所藏本）文錄五卷、外集九卷、別錄十卷 嘉靖十五年刊本、一九・〇×一四・〇、半葉一〇行、行二〇字。左右雙欄、白口、單魚尾。書首冠嘉靖十四年（一五三五）黃綰序、嘉靖十五年（一五三六）鄒守益序。
- (11) 『王文成公全書』卷之三十五。
- (12) 十四年乙未、刻先生文錄於姑蘇。
- (13) 『王文成公全書』卷首。
- (14) 閩東本『陽明先生文錄』（早稻田大學圖書館藏本）文錄五卷、外集九卷、別錄十四卷 嘉靖三十四年刊本、一九・九×一四・三、半葉一〇行、行二〇字。左右雙欄、白口、單魚尾。書首冠嘉靖二十九年（一五五〇）閩東序、全書之末有嘉靖三十四年（一五五五）孫昭跋。
- (15) 明李本固纂修。萬曆三十六年（一六〇八）序刊。尊經閣文庫藏。
- (16) 前掲書卷之九、二十二丁表裏裏。閩東、內江人、進士。嘉靖二十三年知新蔡。……以內召去。歷官僉都御史。
- (17) 清彭泰士修、清朱襄虞等纂、曾慶昌續纂修。一九九二年巴蜀書社用民國三十四年刊本景印。『中國地方志集成』四川府縣志輯二十三。
- (18) 前掲書七二八頁。字啓明、嘉靖甲辰進士。……陞提學御史。
- (19) 上海古籍出版社、一九八〇。
- (20) 嘉靖二十三年甲辰科（一五四四）第三甲……閩東（第三十二名）四川省內江、民籍。
- (21) なお、上述の三種の版本の後、嘉靖三十六年（一五五七）に胡宗賢によって『陽明先生文錄』が刊行されている。その版式を以下に示す。
- 胡宗賢本『陽明先生文錄』（内閣文庫藏本）文錄五卷、外集九卷、別錄十卷 嘉靖三十六年刊本、一九・三×一三・四、半葉九行、行一九字。四周雙欄、白口、單魚尾。書首冠嘉靖三十六年（一五五七）胡宗賢序、嘉靖十四年（一五三五）黃



縮序、嘉靖十五年（一五三六）鄒守益序。

本書は内容的には姑蘇本の重刻本なので本文では觸れないこととする。また山下氏は前掲論文に於いて、「現行『傳習錄』中巻の「書」も『文録』に含まれ、しかも年月の註記がある」（山下氏前掲論文一八七頁）ことを本書の特色としておられるが、黄縮本以来の諸本は全て同様であり、これを胡宗賢本の特色とすることはできない（但し、黄縮本・張良才本では巻之三「答歐陽崇一」の干支が黒い四角で消されている）。また山下氏前掲論文が「答周道通」の干支を甲辰とするのは甲申の誤植である。胡宗賢本について唯一注目されるのは、總目の後に錢德洪の「刻文録敍説」を掲げていることであろう。現在「刻文録敍説」があまりにもよく知られているため誰も注目しないようだが、實際の『文録』に「刻文録敍説」が掲載されたのは胡宗賢本が始めてなのである。

(22) 黄縮本の「逸文」(吳震氏前掲論文による。「」内は永富)

- 卷之二 與黄宗賢 癸未 [閩東本では卷之二]
- 卷之二 寄薛尚謙 癸未 [閩東本では卷之二]
- 卷之二 答方思道僉憲 甲申 [閩東本では卷之二]
- 卷之二 與王公弼 二 乙酉 [閩東本では卷之二]
- 卷之二 與王公弼 三 乙酉 [閩東本では卷之二]
- 卷之三 答歐陽崇一 三 丁亥 [閩東本では卷之三]
- 卷之三 答歐陽崇一 四 丁亥 [閩東本では卷之三]

閩東本『陽明先生文録』の價值(永富)

卷之三 與黄宗賢 丁亥 [閩東本では卷之三]

卷之三 答伍汝眞僉憲 丁亥 [閩東本では卷之三]

卷之四 與張羅峰閣老 (無年代記載) [閩東本では外集卷之五、丁亥の干支記載有り]

卷之四 與張羅峰閣老 二 丁亥 [閩東本では外集卷之五]

卷之四 與霍兀厓宮端 二 丁亥 [閩東本では外集卷之五]

卷之四 寄何燕泉 二 戊子 [閩東本では外集卷之五]

「分派思田土目辦納兵糧」

(23) 「仰田州龍寄等各目分管各甲」

(24) この「寄薛尚謙」の記年は、黄縮本も閩東本に一致する。

(25) 磯部本『陽明先生全書』(東京大學総合図書館蔵本) 文録

十卷、外録(ママ) 四卷、別録七卷、續録十卷、語録三卷、

年譜三卷 明治十□(一字空格) 年磯部太良兵衛出版印

印本 一三・四×八・六、半葉一五行、行三五字。四周雙

欄、花口、單魚尾。書首冠嘉靖十二年(一五三三) 黄縮序。

(27) 磯部本については『王陽明全集』第五卷(難波江通泰編、

明德出版社、一九八五)の「解説」に簡単な紹介があるが、

題箋によって書名を『王陽明先生全書』としている。また同

書は、全書本と磯部本の異同を指摘しているところがある。

(28) なお、閩東本所収の多數の公移の佚文の内容、及びそれら

を錢德洪が削除した理由についても當然觸れるべきである

が、本論文においては紙数の都合上言及することができなかつた。稿を改めて論ずることにしたい。

附記 初期の『文録』の版本としては、上述の諸本の他に刊行年不明の『陽明先生文録』四卷（九州大學文學部藏）があるが、同書は極めて特殊な版本であり、今後詳細な考察を發表する豫定もあるため、本論文においては言及することを避けた。同書所收の佚文については水野實・永富青地「九大本『文録』における王守仁の逸詩文」（『汲古』三十三號、一九九八）を参照されたい。

諸本構成對照表

閩東本	全書本	黃綰本	姑蘇本
△▽は中央圖書館藏本	△▽は張良才本		
陽明先生文録總目	目錄	總目	
卷之一〔書一〕	卷之一	文録卷之一	卷之一〔奏疏一〕
卷之二〔書二〕	卷之二	文録卷之二	卷之二〔奏疏二〕
卷之三〔書三〕	卷之三	文録卷之三	卷之三〔奏疏三〕
卷之四〔序記說〕	卷之六	文録卷之四	卷之四〔奏疏四〕
卷之五〔雜著〕	卷之七	文録卷之五	卷之五〔奏疏五〕
外集卷之一〔賦騷詩〕	卷之八	外集卷之一	卷之六〔奏疏六〕
外集卷之二〔居夷詩〕	卷之十九	外集卷之二	卷之七〔奏疏七〕
外集卷之三〔詩〕	卷之二十	外集卷之三	卷之八〔公移一〕
外集卷之四〔詩〕	卷之二十一	外集卷之四	卷之九〔公移二〕
外集卷之五〔書〕	卷之二十二	外集卷之五	卷之十〔公移三〕
			卷之十一〔公移四〕
			卷之十二〔公移五〕
			卷之十三〔公移六〕
			卷之十四〔公移七〕
			△附刻▽
			△『傳習錄』▽
			△『傳習續錄』▽
			△『陽明先生遺言錄』▽
			卷之九
			卷之十
			卷之十一
			卷之十二
			卷之十三
			卷之十四
			卷之十五
			卷之十六
			卷之十七
			卷之十八
			卷之十九
			卷之二十
			卷之二十一
			卷之二十二
			卷之二十三
			卷之二十四
			卷之二十五
			卷之二十六
			卷之二十七
			卷之二十八
			卷之二十九
			卷之三十
			卷之三十一
			卷之三十二
			卷之三十三
			卷之三十四
			卷之三十五
			卷之三十六
			卷之三十七
			卷之三十八
			卷之三十九
			卷之四十
			卷之四十一
			卷之四十二
			卷之四十三
			卷之四十四
			卷之四十五
			卷之四十六
			卷之四十七
			卷之四十八
			卷之四十九
			卷之五十
			卷之五十一
			卷之五十二
			卷之五十三
			卷之五十四
			卷之五十五
			卷之五十六
			卷之五十七
			卷之五十八
			卷之五十九
			卷之六十
			卷之六十一
			卷之六十二
			卷之六十三
			卷之六十四
			卷之六十五
			卷之六十六
			卷之六十七
			卷之六十八
			卷之六十九
			卷之七十
			卷之七十一
			卷之七十二
			卷之七十三
			卷之七十四
			卷之七十五
			卷之七十六
			卷之七十七
			卷之七十八
			卷之七十九
			卷之八十
			卷之八十一
			卷之八十二
			卷之八十三
			卷之八十四
			卷之八十五
			卷之八十六
			卷之八十七
			卷之八十八
			卷之八十九
			卷之九十
			卷之九十一
			卷之九十二
			卷之九十三
			卷之九十四
			卷之九十五
			卷之九十六
			卷之九十七
			卷之九十八
			卷之九十九
			卷之百

外集卷之六〔序〕  
 外集卷之七〔記〕  
 外集卷之八〔說雜著〕  
 外集卷之九〔墓誌傳碑贊箴祭文〕  
 陽明先生別錄總目  
 卷之一〔奏疏一〕  
 卷之二〔奏疏二〕  
 卷之三〔奏疏三〕  
 卷之四〔奏疏四〕  
 卷之五〔奏疏五〕  
 卷之六〔奏疏六〕  
 卷之七〔奏疏七〕  
 卷之八〔公移一〕  
 卷之九〔公移二〕  
 卷之十〔公移三〕  
 卷之十一〔公移四〕  
 卷之十二〔公移五〕  
 卷之十三〔公移六〕  
 卷之十四〔公移七〕  
 △附刻▽  
 △『傳習錄』▽  
 △『傳習續錄』▽  
 △『陽明先生遺言錄』▽  
 卷之五  
 △卷之七▽  
 △卷之八▽  
 △卷之十▽  
 △卷之十五▽  
 △諸本と不對應  
 別錄卷之一  
 別錄卷之二  
 別錄卷之三  
 別錄卷之四  
 別錄卷之五  
 別錄卷之六  
 別錄卷之七  
 別錄卷之八  
 別錄卷之九  
 別錄卷之十  
 別錄卷之十一  
 別錄卷之十二  
 別錄卷之十三  
 別錄卷之十四  
 別錄卷之十五  
 別錄卷之十六  
 別錄卷之十七  
 別錄卷之十八  
 別錄卷之十九  
 別錄卷之二十  
 別錄卷之二十一  
 別錄卷之二十二  
 別錄卷之二十三  
 別錄卷之二十四  
 別錄卷之二十五  
 別錄卷之二十六  
 別錄卷之二十七  
 別錄卷之二十八  
 別錄卷之二十九  
 別錄卷之三十

△『稽山承語』▽

---

〔卷之二は  
閩東本文録  
に散在、卷  
之二十六、  
三十一は續  
編、卷之三  
十二以下は  
附録〕

---

閩東本『陽明先生文録』の價值（永富）